

# 自治区助成金について

## 1 概要

自治区助成金として、平成20年度から1世帯あたり2,000円を交付しています。

この助成金は、各自地区のコミュニティ活動を支援するために交付するものですので、各自治区の会計に収入として計上し、適正に執行してください。

なお、宴会費・会議の際の食事代・慶弔費などは助成の対象外となります。

### <助成対象経費の例>

助成金の使途に該当する主な経費は、次のようなものです。

- (1) 集会施設の維持費…地域で管理している公民館などの集会施設の光熱水費・通信費。
- (2) 消耗品費・材料費…地域で実施するイベント等にかかる消耗品代や材料費。
- (3) 印刷費…総会・役員会等の資料印刷代や、記録用の写真代、地域活動等のチラシの作成費。
- (4) 備品購入費…地域活動で使用する備品の購入費。
- (5) 使用料・賃借料…地域活動に使用する機器のレンタル代、イベント等の会場使用料。
- (6) 交通費…地域住民が広く参加する研修・体験学習等の交通費、バス借り上げ料。

### <助成対象外経費の例>

町内会費など、自治区内で集めた収入から支出すべき経費です。

- (1) 飲食代…宴会費、会議の際の食事費等。

ただし、イベント等における模擬店などの材料費は助成対象。

- (2) 慰労目的の旅行費
- (3) 慶弔費（御祝金、見舞金、香典）
- (4) 地域単位での募金（あくまで個人の意思によるもの）
- (5) その他、社会通念上公益性に欠けると認められる経費

## 2 統合した自治区への増額

自治区助成金（@2千円×構成世帯数）に、次の式により算出した額を加え、3年間交付しています。

ただし、4月1日付で統合した場合は当該年度から交付し、それ以外の日付での統合は翌年度から交付いたします。

$$\text{○統合した自治区への自治区助成金上乗せ額} = (\text{統合前の自治区数}-1) \times 2 \text{万円}$$

## 3 決算書の提出について

年度末に実績報告として、自治区の決算書を提出していただきます。

## 4 自治区が所有する金銭の適正な管理及び執行について

自治区の代表者もしくは会計担当者の1人に出納を任せきりにせず、①金融機関の口座で管理する、②通帳と印鑑は保管者を別々にする、③第三者の監査を行う、といった適切な措置をとるようして下さい。

常総市役所 総務課  
☎23-2904